

法務局の人権相談及び人権侵犯事件への対応状況

R7.9 人権・男女共同参画課調べ

1 法務局の相談対応状況

	相談件数※	相談対応体制等	助言、説示、あっせん等件数
長野地方 法務局	R4年 1,981件 R5年 2,115件 R6年 1,825件	受付手段：対面、電話、インターネット（入力フォーム、SNS） 県下10所の法務局（本局と支局）対応	R4年 62件 R5年 89件 R6年 103件
【参考】 長野県	R4年 266件 R5年 169件 R6年 119件	受付手段：電話 弁護士相談：なし	

※ 法務局の値は人権相談受付件数と人権侵犯事件の新規受理件数
本県の相談件数は長野県人権啓発センターでの相談対応件数

2 法務局が行う人権侵犯事件の救済手続

- 事案の内容や具体的な被害について法務局職員又は人権擁護委員が聞き取る。
- 法務局職員又は人権擁護委員が必要に応じて、迅速・柔軟に調査を行う。調査はあくまでも関係者の協力によるいわゆる任意のもので、強制捜査ではない。
- 侵犯事実の有無の判断を踏まえ、必要に応じて、以下の7種類の救済措置のうち、適切な措置を講じる。
 - 【援助】 関係機関への紹介、法律上の助言等
 - 【調整】 当事者間の関係調整
 - 【説示・勧告】 人権侵害を行った者に対して改善を求る。
 - 【要請】 実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求める。
 - 【通告】 関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求める。
 - 【告発】 刑事訴訟法の規定により、告発を行う。
 - 【啓発】 事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行う。

(法務省のホームページから)